

議案第 5 3 号

上尾市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

上尾市体育指導委員に関する規則（昭和 3 7 年上尾市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市スポーツ推進委員に関する規則

第 1 条中「スポーツ振興法（昭和 3 6 年法律第 1 4 1 号）第 1 9 条第 2 項」を「スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 2 条第 2 項」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（職務）

第 2 条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のため、その組織の育成を図ること。
- (4) 教育機関又はスポーツ団体の行うスポーツ行事の実施に関し必要な援助を行うこと。
- (5) スポーツについての市民の理解を深め、啓発すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する指導及び助言を行うこと。

第 3 条から第 6 条までの規定中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

スポーツ振興法（昭和36年法律141号）の全部改正によりスポーツ基本法（平成23年法律第78号）が施行されたことに伴い、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に変更するため所要の改正を行うほか、委員が担当する職務について整理をしたいので、この案を提出する。